

消費税率引上げに伴う社会保障の充実

(1) 2019年度介護報酬改定について（ほくとゆうゆうふれあい計画P94）

①介護職員の更なる処遇改善

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるもの。

具体的には、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

②介護保険サービス等に関する消費税の取扱い（主なもの）

・介護報酬について

給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。

在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。

・食費、居住費（基準費用額の対応）について

食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

他方、食費・居住費に係る負担限度額（利用者負担）については、見直しは行はないため、補足給付（特定入所者介護サービス費等給付額）に影響が生じる。

③介護報酬改定

平成31年10月1日

(2) 介護保険料の低所得者軽減強化の円滑実施のための支援（ほくとゆうゆうふれあい計画P96）

○今後の高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇や消費税引上げに伴う低所得者対策強化の観点を踏まえ、平成27年4月から消費税による公費を投入することにより、低所得の高齢者の介護保険料の負担軽減を一部実施しているが、平成31年10月の消費税率10%への引上げに合わせて更に軽減を強化することとしている。

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

○上記の内容は、財源が満年度化した、2020年度以降の完全実施時における軽減。平成31年度の保険料軽減強化については、上記軽減幅の半分の水準に形式的に設定。

	第1段階	第2段階	第3段階
平成30年4月～	0.45	0.75	0.75
平成31年4月～	0.375	0.625	0.725
2020年4月～	0.3	0.5	0.7

- 保険料軽減強化に伴う予算計上、条例制定の時期、議会手続について、政令公布後の年度明けに補正予算とセットで保険料軽減を反映した条例を改正し、6月議会に諮る。
- 条例改正が平成31年4月1日より後になったとしても、利益遡及であるため、許容される。
- 保険料軽減を反映した条例改正前に徴収した保険料を改正後の保険料で調整できるのかとの懸念は、2019年度分の保険料額が確定した後に徴収する保険料で調整することにより、2019年度1年分の保険料を軽減することは可能。

■保険料（年額）

（単位：円）

所得段階	対象者	平成30年4月～	平成31年4月～	2020年4月～
第1段階	生活保護を受給している人 老齢福祉年金受給の方で本人及び世帯全員が市民税非課税の人 本人及び世帯全員市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の人	(軽減強化) 基準額×0.45 =23,220	(軽減強化) 51,600×0.375 =19,350 △3,870	(軽減強化) 51,600×0.3 =15,480 △3,870
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万を超え120万円以下の人	基準額×0.75 =38,700	(軽減強化) 51,600×0.625 =32,250 △6,450	(軽減強化) 51,600×0.5 =25,800 △6,450
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75 =38,700	(軽減強化) 51,600×0.725 =37,410 △1,290	(軽減強化) 51,600×0.7 =36,120 △1,290
第4段階	本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下でかつ世帯に市民税課税者がいる人	46,440	46,440	46,440
第5段階	本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超えかつ世帯に市民税課税者がいる人	基準額 51,600	51,600	51,600
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	61,920	61,920	61,920
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万以上200万円未満の人	67,080	67,080	67,080
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万以上300万円未満の人	77,400	77,400	77,400
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上の人	87,720	87,720	87,720